

# 公益社団法人八戸市シルバー人材センター

## 正会員及び賛助会員会費規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人八戸市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

### (会費の額)

第2条 正会員及び賛助会員が、一事業年度に納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

(1) 正会員 年額 2,000 円

ただし、夫婦で会員登録したとき（以下、夫婦会員という。）の双方の会費は、年額1,000円に減免をする。年度の途中、既に会員となっている者（以下「現会員」という。）の配偶者が入会し、夫婦会員となったときの会費は、現会員は年額2,000円、新入会員は入会初年度に限り会費を免除とし、次年度から夫婦とも年額1,000円とする。また、夫婦会員の一方が年度の途中に退会したときは、現会員の会費は、次年度より年額2,000円とする。

(2) 賛助会員 年額 一口2,000円

2 事業年度の途中に入会した正会員の当該年度の会費は、理事会の決議によって減免することができる。

### (納入期日)

第3条 会費は、毎年4月末日までに納入するものとする。

2 新規入会申込者は、理事長が入会を承認した後、1か月以内に納入するものとする。

### (会費の使途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

### (補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

### 附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

### 附 則

この規程は、総会の決議のあった日（令和5年6月16日）から施行し、令和5年1月1日から適用する。